

医療機関における介護保険通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのみなし指定手続きについて

医療機関における介護保険法に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは平成 21 年 4 月 1 日より「みなし指定」となっています。

今後、通所リハビリテーション（介護予防を含む）を行おうとする医療機関については、人的、設備的に基準を満たす必要がありますので、別紙のとおり手続きを行って下さい。

なお、平成 21 年 4 月 1 日以前に介護保険法に基づく通所リハビリテーション（介護予防を含む）の指定を香川県から受けている事業所については、現在の指定有効期間が終了した時点で「みなし指定」に移行することになります。

届出内容に変更があった場合は、今までどおり変更届出が必要です。

(別紙)

医療機関における通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの
みなし指定手続きについて

1. 届出期限 事業開始日の前月の15日まで
2. 提出先 高松市健康福祉局 介護保険課 相談指導係
電話 (087) 839-2326
3. 届出書類
 - (1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション開始届出書
 - (2) 登記事項証明書又は条例等
 - (3) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表並びに資格証の写し(標準様式1)
 - (4) 事業所の平面図(標準様式3)
(通所リハビリを行う部屋を色分けする等、明確に分かるようにして下さい。また、
部屋の面積(内法)を記入して下さい。)
 - (5) 設備・備品等一覧表(標準様式4)
 - (6) 運営規程(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)
 - (7) 誓約書(標準様式6)
 - (8) 保険医療機関指定書の写し
 - (9) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - (10) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表